

# 石綿障害予防規則について

大津労働基準監督署 安全衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 石綿障害予防規則の改正について

## 石綿の基礎知識 1

### 石綿(アスベスト)とは

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物の総称。  
下記の6種類に分類されます。

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| ・ クリソタイル(白石綿)  | ・ アモサイト(茶石綿)    |
| ・ クロシドライト(青石綿) | ・ アンソフィライト(直閃石) |
| ・ トレモライト(透閃石)  | ・ アクチノライト(陽起石)  |

上記6種類を0.1%を超えて含有する製剤その他の物を「石綿等」と定義している。

### 特徴

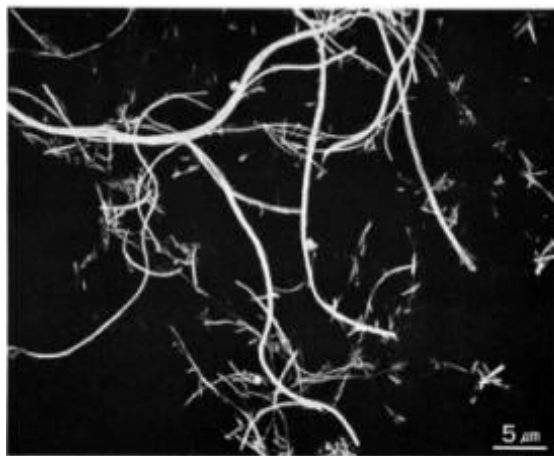
- ・ 繊維状で紡織性を有すること。
  - ・ 耐熱性に優れていること。
  - ・ 曲げや引張りに強いこと。
  - ・ 熱絶縁性を有していること
  - ・ 経年劣化しにくく、安定性を有すること。
- 等

# 石綿とは

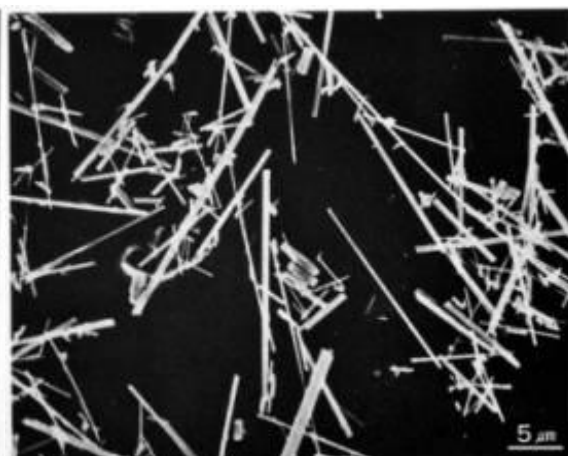
クリソタイル

アモサイト

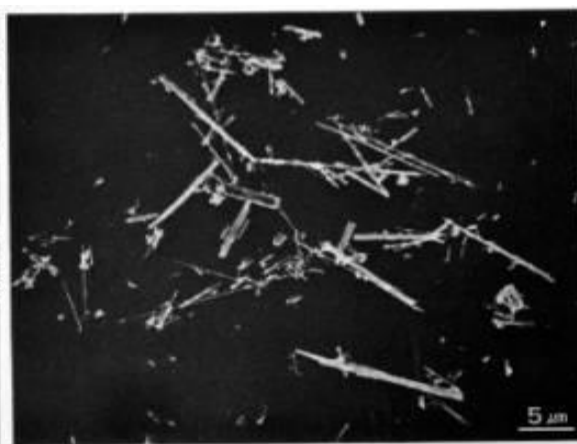
クロシドライト



クリソタイル (AMC ローゼン)  
走査型電子顕微鏡像



走査型電子顕微鏡像



走査型電子顕微鏡像

出典: THE ASBESTOS / せきめん読本 (1996年日本石綿協会)

## 石綿の使用用途

建材（吹付材、保温・断熱材、スレート材等）、摩擦材（自動車のブレーキライニングやブレーキパッド等）、シール断熱材（石綿紡織品、ガスケット等）等

～使用箇所のイメージ～

鉄骨耐火被覆材



鉄骨の耐火用

配管エルボ



配管の保温用

水回り床材



床の防水用

# 石綿障害予防規則の改正について

## 石綿の基礎知識 2

### 石綿の有害性

石綿の粉じんを吸い込むこと(ばく露)でさまざまな健康障害を引き起こす恐れがあります。また、石綿の粉じんを吸い込むことが原因で発症する健康障害の特徴としては、潜伏期間が長いこと(遅発性疾病)が挙げられます。

#### 〈石綿のばく露が原因で発症する主な健康障害〉



- ・ **石綿肺**(潜伏期間約15年～20年)  
じん肺の一種で、せき等の症状があり、重症化すると呼吸機能が低下する。
- ・ **肺がん**(潜伏期間約15年～40年)  
肺にできる悪性の腫瘍。
- ・ **中皮腫**(潜伏期間約20年～50年)  
肺を取り囲む胸膜や腹部臓器を囲む腹膜にできる悪性の腫瘍。
- ・ **良性石綿胸水**(潜伏期間約10年～50年)  
石綿のばく露によって生じる胸膜炎。

# 石綿障害予防規則の改正について

## 石綿の基礎知識 3

### 石綿建材の分類

石綿障害予防規則の適用となるものは、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものである。また、石綿建材は発じん性に応じてレベル1～レベル3に分類されます。

<p><b>レベル1 (石綿含有吹付け材)</b> 発じん性が著しく高い</p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>・吹付け石綿</li><li>・石綿含有吹付けロックウール(乾式)</li><li>・湿式石綿吹付材(石綿含有吹付けロックウール(湿式))</li><li>・石綿含有吹付けバーミキュライト</li><li>・石綿含有吹付けパーライト</li></ul>
<p><b>レベル2 (石綿含有保温材等)</b> 発じん性が高い</p> 	<p>【石綿含有耐火被覆材】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・耐火被覆板</li><li>・けい酸カルシウム板第2種</li></ul> <p>【石綿含有断熱材】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・屋根用折版裏石綿断熱材</li><li>・煙突用石綿断熱材 等</li></ul> <p>【石綿含有保温材】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・石綿保温材</li><li>・石綿含有けい酸カルシウム保温材</li><li>・バーミキュライト保温材</li><li>・パーライト保温材 等</li></ul>

# 石綿障害予防規則の改正について

## 石綿の基礎知識 4

レベル3(石綿含有仕上げ塗材等)  
他と比べ発じん性が比較的低い



- 【外壁・軒天】
  - ・スレートボード、スレート波板、セメント板、けい酸カルシウム板第1種 等
- 【屋根】
  - ・スレート波板、住宅屋根用化粧スレート 等
- 【内壁・天井】
  - ・スレートボード、スラグ石膏板、パーライト板、けい酸カルシウム板第1種、石膏ボード 等
- 【床】
  - ビニール床タイル、塩ビシート 等
- 【煙突】
  - セメント円筒 等
- 【その他】
  - ・建築用仕上塗材(ただし吹付けパーライト、吹付けバーミキュライトはレベル1)
  - ・建築用下地調整材
  - ・セメント管
  - ・紡織品
  - ・ジョイントシート
  - ・パッキン 等

## 石綿障害予防規則の近年の改正について

これまでは…

- ・ 石綿障害予防規則による規制はレベル1、レベル2に対する規制が中心であった。
- ・ 事前調査対して十分な規制がなく、対応が大部分が事業場任せとなっていた。



改正後は…

- ・ レベル3に対しても様々な規制が設けられた。
- ・ 事前調査の実施や監督署への報告が必要となった。 等

# 石綿障害予防規則の改正について

## 主な改正点

### 1 解体・改修工事開始前の調査

- ・ 事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
- ・ 石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- ・ 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設
- ・ 事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）

### 2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- ・ 計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）
- ・ 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

### 3 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

- ・ けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
- ・ 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）

### 4 その他の作業に係る措置の強化

- ・ 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
- ・ 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）
- ・ 隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

### 5 作業の記録

- ・ 40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- ・ 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

### 6 発注者による配慮

- ・ 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容(事前調査)

### 事前調査の実施

建築物や工作物等の解体・改修工事を行う前に、対象となる建築物等に石綿が含まれたものが使用されているか否かを事前に調査する必要があります。

石綿は、吹付け石綿として、壁や天井、梁等に使用されているほか、保温材、断熱材、その他、スレート材やセメント板、屋根材、床材、天井材、内外装の仕上材、外壁の仕上塗材など様々なものに含まれている可能性があります。

事前調査の際に石綿の含有を見逃してしまうと、作業員のばく露につながるため、当該調査が極めて重要となります。

# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容(事前調査)

- 「建築物」

**全ての建築物をいい、**建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理設備等の**建築設備を含む**ものです。

- 「工作物」

**建築物以外のものであって、土地、建物、別の工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全て**である。

例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター(建築物内の昇降路の壁面は建築物に該当する。)、エスカレーター、製造若しくは発電等に関する反応槽、貯蔵設備、焼却設備及びこれらに間に接続する配管等の設備等。

# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容(事前調査)

### 工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

- 工事対象となる全ての部材について事前調査が必要
- 事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

- ◆ 「目視」とは、単に目で見えて判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆ 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆ 石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
  - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
  - ・ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法

# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容(事前調査)

### ◆以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい

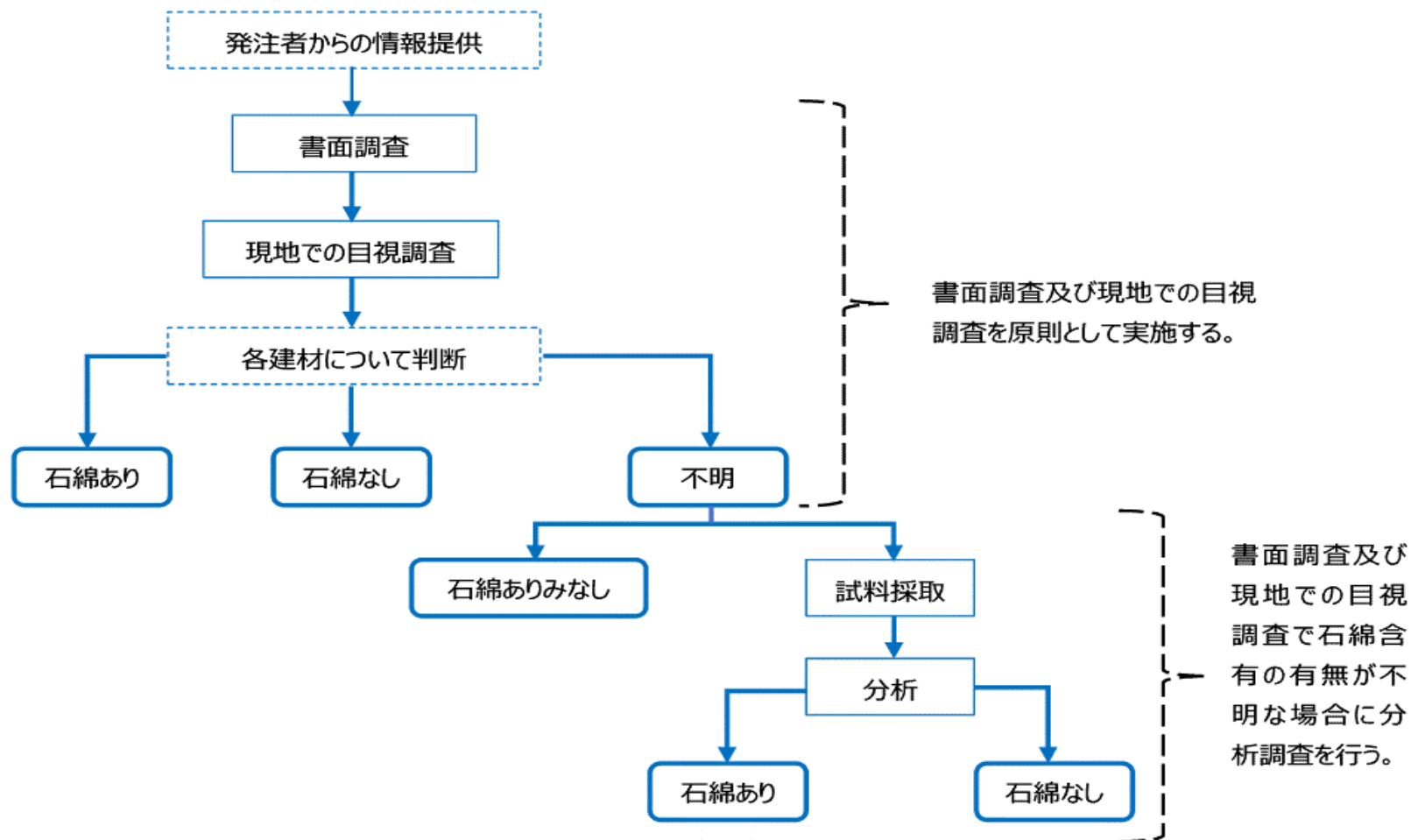
- ・過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
- ・インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
- ・着工日が平成18年9月1日以降であることの確認

### ◆以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要

- ・木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- ・工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
- ・現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- ・石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容(事前調査)



# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容(事前調査)

### 事前調査による石綿の有無の判断

調査対象材料に、石綿が含有していないと判断する方法は下記のいずれかになります。

- ・分析調査による方法
- ・調査対象材料について、製品を特定し、その製品メーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法。
- ・調査対象材料について、製品を特定し、その製造年月日が平成18年9月1日以降(ガスケット又はグランドパッキンは一部例外あり)であることを確認する方法。

### (注意)

設計図書に、石綿が使用されていない建材である旨が記載されていた場合であっても、当該材料の製造当時から労働安全衛生法令の改正がなされ、現行の法令では適用対象となる場合もあるため、設計図書の記載のみをもって石綿等が使用されていないと判断することはできません。

# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容(事前調査)

### 事前調査を行うことができる有資格者(令和5年10月1日以降)

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)

- “石綿作業主任者”は有資格者に含まれません。
- 事前調査結果の行政への報告には、調査した“有資格者の氏名”の記載が必要になります。
- 特定調査者と一般調査者は、全ての建築物の事前調査を行うことができます。  
一戸建て等調査者は、一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部に限り事前調査を行うことができます。
  - ・ 上記①～③以外に、令和5年9月30日以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者は「同等以上の能力を有すると認められる者」として事前調査を行うことができます。
  - ・ 事前調査における分析調査は、厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省告示第277号)が実施する必要があります。

# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容(事前調査)

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、  
一部の工作物の石綿事前調査には  
**資格取得が必要**になります!

対象工事を行う方は、  
**工作物石綿事前調査者講習を受講**して、  
資格の取得をお願いします。

こんな工事も  
有資格者による調査の  
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご確認ください。



⚠️ 既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、  
新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。  
詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



ボイラー



圧力容器



発電設備



変電設備



プラント配管



貯蔵設備



配電設備



送電設備

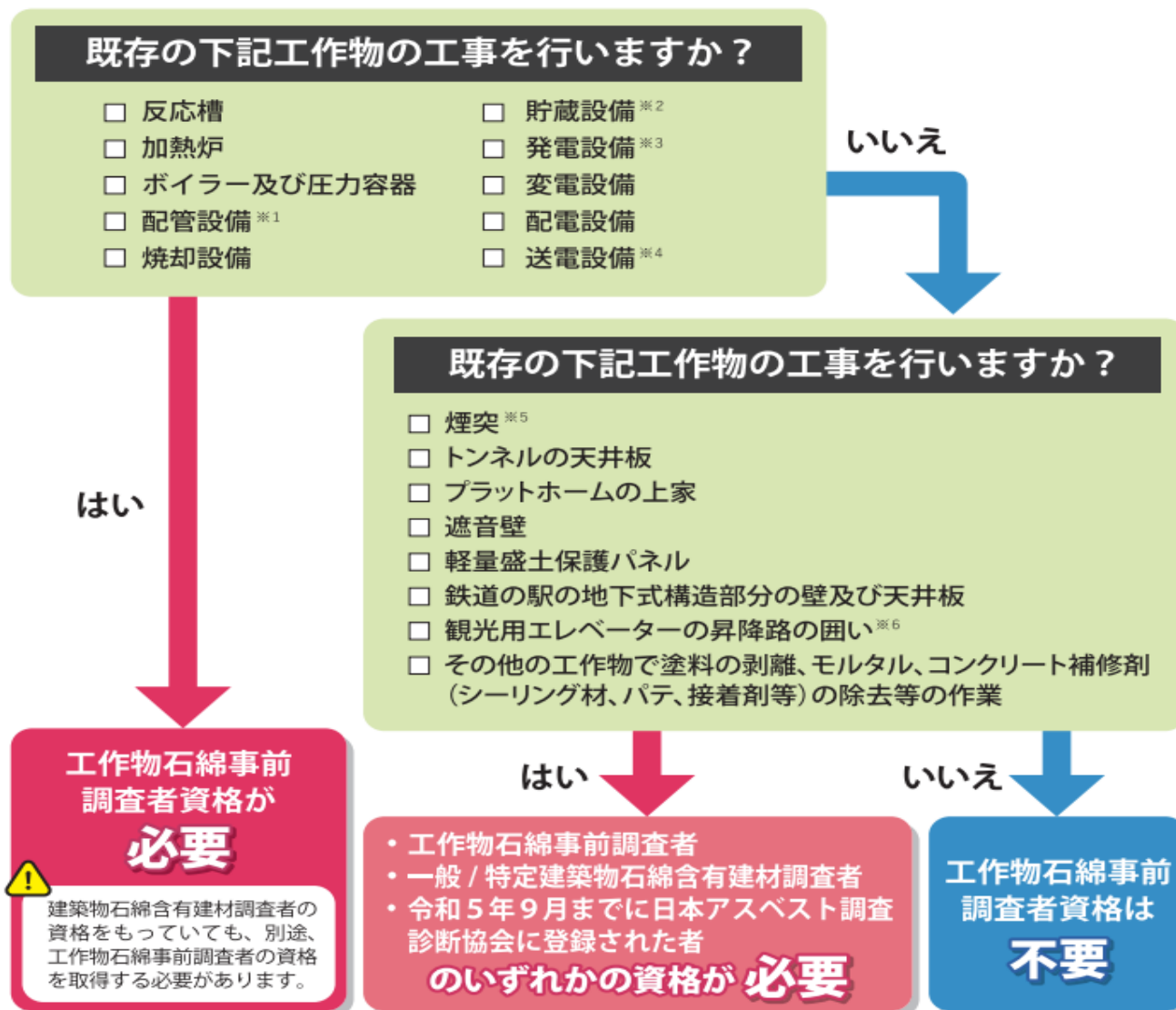
# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容(事前調査)

区分	対象工作物	事前調査の資格
<b>特定工作物</b> (厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 焼却設備 ⑤ 発電設備 (太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑥ 配電設備 ⑦ 変電設備 ⑧ 送電設備 (ケーブルを含む。) ⑨ 配管設備 (建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑩ 貯蔵設備 (穀物を貯蔵するための設備を除く。)	<b>工作物石綿事前調査者のみ!!</b>
	⑪ 煙突 (建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い (建築物であるものを除く。)	下記のいずれか ・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
<b>特定工作物以外の工作物</b>	上記 (①～⑰) 以外の工作物 (※) 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容(事前調査)



# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容(事前調査)

- **調査結果の記録は、3年間保存する必要**
- **調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務**

### ◆ **調査結果の記録項目**

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・ 事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容 1 (事前調査)

### 【記録が必要な項目】

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要
- ・調査終了日、調査対象の建築物等の着工日等、調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
- ・事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
- ・事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）
- ・事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む）及び石綿等が使用されていないと判断した材料は、その判断の根拠
- ・目視による確認が困難な材料の有無及び場所

# 石綿障害予防規則の改正について

## 【参考】事前調査結果の掲示（石綿含有あり）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。 <sup>注)</sup> 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。		
事業場の名称 ○○○○解体工事作業所		
調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○○○開発(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
看板表示日	令和○○年○○月○○日	
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○-○
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	
調査方法の概要 調査箇所)		元請業者(工事の施工者かつ調査者)
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~3階)		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		住所 東京都○○区○-○
<b>【石綿含有あり】</b> 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室 会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル <b>【石綿含有なし】</b> ○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1~3階 床:ビニル床シート⑤、壁:けい酸カルシウム板第1種 ④ 天井 岩綿吸音板③ その他の建材 ④⑤		現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL 03-x x x - x x x x  ○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		調査を行った者(分析等の実施者)
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	石綿含有成形板等 例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらパール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらパール等で除去を行う。	氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①一般建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所 東京都○○区○○-○○ 分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所 埼玉県○○市○○-○○
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有仕上塗材 例)剝離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○ 剝離剤:○○○○ ・養生用シート厚さ:○mm) 接着テープ 等	その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日
備考:その他の条例等の届出年月日 ○○区建築物の解体工事等に関する要綱 令和○○年○○月○○日届出)		

注)工事に係る部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

# 石綿障害予防規則の改正について

## 【参考】 事前調査結果の掲示（石綿含有なし）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。<sup>注)</sup> 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。</p>		
<p>事業場の名称 :○○○○解体工事作業所</p>		
調査終了年月日	令和○○年 ○月 ○日	元請業者 解体等工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○
看板表示日	令和○○年 ○月 ○日	
解体等工事期間 : 令和○○年 ○月 ○日 ~ 令和○○年 ○月 ○日		住所 東京都○○区○- ○
調査方法の概要 調査箇所)		
<p>【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる</p> <p>【調査箇所】建築物全体 (1階～3階)</p>		<p>現場責任者氏名 ○○○○ 連絡場所 TEL 03- ×××- ××××</p>
調査結果の概要 (部分と石綿含有建材 特定建築材料)の種類、判断根拠)		
石綿は使用されていませんでした。 特定工事に該当しません)		調査を行った者(分析等の実施者)
<p>【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1～3階 床 :ビニル床タイル③ ビニル床シート③、天井 :岩綿吸音板③、けい酸カルシウム板第1種③、壁 :スレートボード⑤ 外壁 仕上塗材③</p> <p>※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例 建築物の着工日が2006年9月1日以降⑤</p>		<p>氏名又は名称及び住所 事前調査 試料採取を実施した者 ①日本アスベスト調査診断協会登録者 氏名 ○○ ○○ 会員番号 ○○○○ 住所 東京都○○区○○- ○○</p> <p>分析を実施した者 ②○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所 埼玉県○○市○○- ○○</p>
その他の事項		
<p>調査結果の概要に示す 石綿含有なしに記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日</p>		

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容 1 (事前調査の結果報告)

### 工事開始前の労働基準監督署への報告 令和4年4月1日施行

#### 報告対象工事・報告内容

##### ◆報告が必要な工事

##### ① 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

##### ② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう

※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

##### ③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

特定工作物

# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容(事前調査の結果報告)

### 報告の流れ

- ①石綿総合情報ポータルサイトで検索。
- ②「報告システム」をクリック
- ③GビズID取得をクリックし、取得。
- ④報告システムにログインをクリック



石綿総合情報ポータルサイト

石綿総合情報ポータルサイト TOP

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

石綿とは 事業者 作業従事者 発注者・施主 一般の方 **報告システム** 改正ポイント 講習会情報 リンク・資料

石綿総合情報ポータルサイト

サイトに検索 Google 提供

建材等に広く使用されてきた石綿(アスベスト)は、肺がんや中気腫などの原因となります。  
建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に工事に従事する方が石綿を吸い込み、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。  
石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが不可欠です。

### 報告システムご利用の流れ

#### 1 GビズID取得

石綿事前調査結果報告システムの利用にあたっては、GビズIDが必要となります。

石綿事前調査結果報告システムをご利用の前にIDを上記から取得してください。

#### 2 報告システムにログイン

石綿事前調査結果報告システムは上記からログインしてください。

システムの操作方法や入力項目については、下記「利用マニュアル・基本操作編」や、「利用マニュアル・詳細機能編」を参照ください。

# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容(事前調査の結果報告)

### 報告システムの画面イメージ／操作マニュアル

① システムの画面イメージ

② 利用者マニュアル・基本操作編

③ 利用者マニュアル・詳細機能編

石綿事前調査結果報告システムFAQ集(Excelファイル)

②

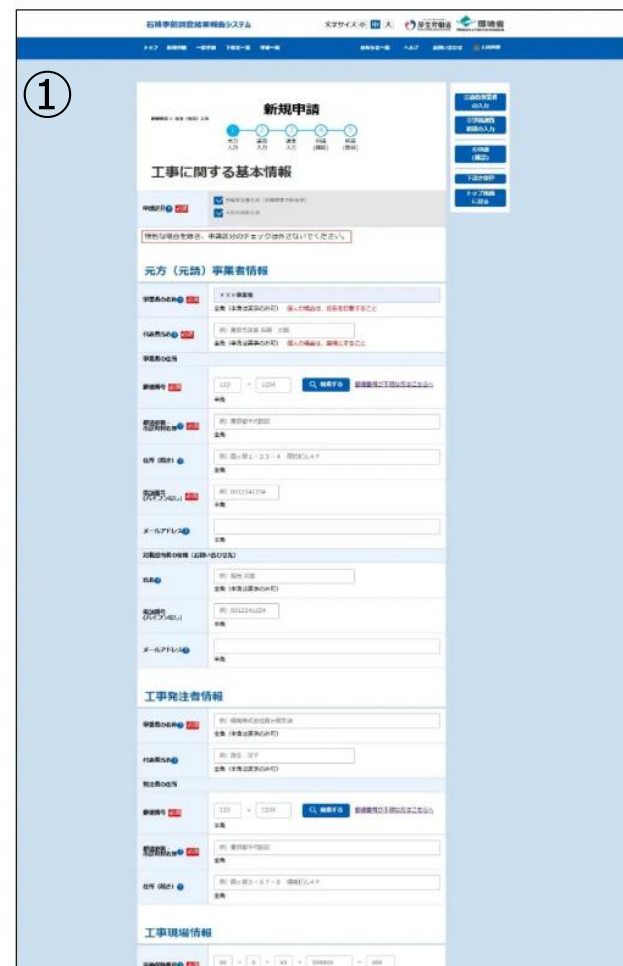
石綿事前調査結果報告システム  
利用者マニュアル  
- 基本操作編(申請者用) -

1.7版  
更新日:2026年1月5日

③

石綿事前調査結果報告システム  
利用者マニュアル  
- 詳細機能編(申請者用) -

1.8版  
更新日:2026年1月5日



# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容(事前調査の結果報告)

石綿事前調査結果報告システムの操作イメージ動画(一部旧システムのイメージが流れます)



システムへのログイン、①元方(元請)事業者の入力 編



②請負事業者の入力、③事前調査結果の入力 編



④申請内容の確認、⑤登録完了 編



登録済み申請情報の検索・変更 編

動画マニュアルも掲載されているため、初めて報告をされる場合には参考にしてください。

# 石綿障害予防規則の改正について

改正内容(事前調査の結果)

## G BizID 問合せ先

- ・申請方法や技術トラブルなど、G BizIDに関しては「G BizID ヘルプデスク」
- ・メールによる問合せ ホーム→サポート→「ご意見・お問合せ」
- ・電話による問合せ  
電話番号：0570-023-797  
受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）

# 石綿障害予防規則の改正について

改正内容(事前調査の結果)

## 石綿事前調査結果報告システム 問合せ先・システム操作について

- ・ フォームによる問合せ  
石綿報告システムにログイン後、メニュー「お問い合わせ」
- ・ 電話による問合せ  
電話番号：050-2018-0061  
受付時間：9:00～12:00 13:00～17:00（土日祝除く）

# 石綿障害予防規則の改正について

## 事前調査結果等報告作成時のお願い（その1）

報告義務は元請。

様式第1号（第4条の2関係）（表面）

### 事前調査結果等報告

元方事業者の情報											
事業者の名称				事業者の代表者氏名							
担当者のメールアドレス				事業者の電話番号							
事業者の住所											
郵便番号		- - - - -									
都道府県・市区町村名等											
住所（続き）											
工事現場の情報											
労働保険番号											
都道府県		- 所掌		- 管轄		- 基幹番号		- 枝番号			
作業場所の住所											
郵便番号		- - - - -									
都道府県・市区町村名等											
住所（続き）											
工事の名称											
工事の概要											
建築物等の概要											
建築物、工作物又は船舶の新築工事の着工日				西暦 年 月 日		構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他		耐火	
延べ床面積				㎡		階数（地上階）		階建		階数（地下階）	
その他工作物・船舶 ※複数選択可				<input type="checkbox"/> 反応槽 <input type="checkbox"/> 加熱炉 <input type="checkbox"/> ボイラー及び圧力容器 <input type="checkbox"/> 配管設備 <input type="checkbox"/> 焼却設備 <input type="checkbox"/> 煙突 <input type="checkbox"/> 貯蔵設備 <input type="checkbox"/> 発電設備 <input type="checkbox"/> 変電設備 <input type="checkbox"/> 配電設備 <input type="checkbox"/> 送電設備 <input type="checkbox"/> トンネルの天井板 <input type="checkbox"/> プラットホームの上家 <input type="checkbox"/> 遮音壁 <input type="checkbox"/> 軽量盛土保護パネル <input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 <input type="checkbox"/> 観光用エレベーターの昇降路の囲い <input type="checkbox"/> 船舶							
解体工事を行う床面積の合計				㎡		解体工事又は改修工事の実施期間					
解体工事又は改修工事の請負金額				億		万円		石綿に関する作業の開始日			
事前調査の終了年月日				西暦 年 月 日							
事前調査を実施した者											
氏名				実施機関の名称							
終了した講習等の区分 ※複数選択可				<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> その他							
分析調査を実施した者											
氏名				講習実施機関の名称							
作業に係る石綿作業主任者											
氏名											

①建築物・工作物又は、船舶の新築工事の着工日  
当該欄には、建物が建てられた日付を入力。わからない場合は、不明を選択。

②事前調査実施者の資格  
下請事業者による実施可。  
下請実施の場合、元請の欄にも記載。

③石綿作業主任者（次ページも同じ）  
裏面で石綿あり又はみなしと判断した場合、石綿作業を行う事業者ごとに選任。  
元請が石綿作業を行わない場合は、元請欄は空欄。

元方事業者に関する事項

# 石綿障害予防規則の改正について

## 事前調査結果等報告作成時のお願い（その2）

様式第1号（第4条の2関係）（表面続き）

### 事前調査結果等報告

請負事業者の情報												
事業者の名称				事業者の電話番号								
労働保険番号				都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号	-	枝番号
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input type="checkbox"/> 元方(元請) 事業と同じ					-		-		-		-	
事業者の住所		郵便番号										
		都道府県・市区町村名等										
		住所(続き)										
事前調査を実施した者	氏名			講習実施機関の名称								
	<small>修了した講習等の区分 ※複数選択可</small>			<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> その他								
分析調査を実施した者	氏名			講習実施機関の名称								
作業に係る石綿作業主任者	氏名			③								
請負事業者の情報												
事業者の名称				事業者の電話番号								
労働保険番号				都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号	-	枝番号
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input type="checkbox"/> 元方(元請) 事業と同じ					-		-		-		-	
事業者の住所		郵便番号										
		都道府県・市区町村名等										
		住所(続き)										
事前調査を実施した者	氏名			講習実施機関の名称								
	<small>修了した講習等の区分 ※複数選択可</small>			<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> その他								
分析調査を実施した者	氏名			講習実施機関の名称								

請負事業者に関する事項

# 石綿障害予防規則の改正について

## 事前調査結果等報告作成時のお願い（その3）

様式第1号（第4条の2関係）（裏面）

### 事前調査結果等報告

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ※石綿使用が無の場合のみ記載 ①目視 ②設計図書（④を除く。） ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤製造年月日	作業の種類			切断等の有無		作業時の措置 ①負圧隔離 ②隔離（負圧なし） ③湿潤化 ④除じん性能を有する電動工具の使用 ⑤③、④以外の粉じん発散防止措置 ⑥呼吸用保護具の使用
	有	有とみなす	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/>
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/>
煙突断熱材 ①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/>
屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/>
耐火被覆材（吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/>
仕上塗材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/>
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/>
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/>
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ②				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/>
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/>
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/>
バルブセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/>
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/>
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/>
石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/>
ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/>
その他の材料 ④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/>

**①レベル1、2は計画届**  
本報告のほか、**建設工事計画**を着工日の14日前までに所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。

**②事前調査は、目視+書面**  
書面が存在しない場合、目視のみで可能ではあるが、可能な限り書面にあたる必要がある。

**③切断等とは**  
切断、穿孔、破砕、研磨等の石綿粉じんが飛散する可能性のある作業です。

**④建材の列挙がない場合**  
該当するものがない場合、その他の材料欄に調査結果を入力してください。

年 月 日  
労働基準監督署長 殿

事業者職氏名

備考  
1 「労働保険番号」の欄は、一括有期事業の場合は当該事業に係る労働保険番号、一括有期事業ではない場合は、各事業者の継続事業に係る労働保険番号を記載すること。  
2 「請負事業者に関する事項」の欄は、当該作業を請け負っている事業者がいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。  
3 「請負事業者に関する事項」の「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」の欄は、元請事業者に関する事項と同一となる場合は、同様に記載すること。  
4 「解体工事を行う床面積の合計」の欄は、建築物の解体工事に該当する場合に記入すること。なお、建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。  
5 「解体工事又は改修工事の請負金額」の欄は、建築物の改修工事又は工作物の解体工事若しくは改修工事に該当する場合に記入すること。  
6 「作業時間又は作業の開始日」の欄は、作業が使用されている又は使用を予定している作業を行う場合に記入すること。

# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容(記録の保管)

### 写真等による作業の実施状況の記録 令和3年4月1日施行

#### ■ 3年間保存すべき記録の内容・記録方法

#### ◆ 以下の内容が確認できるよう写真等により記録し、3年間保存する必要（⑥は文書等による記録で可）

- ① 事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況
- ② 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況
- ③ 集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況
- ④ 作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）  
※同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要
- ⑤ 除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況
- ⑥ 作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間

#### ◆ 記録は、写真のほか、動画による記録も可能

撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要

# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容(記録の保管)

参考例 (レベル3の例)

工事名： \_\_\_\_\_

現場所在地： \_\_\_\_\_

会社名： \_\_\_\_\_

石綿作業主任者： \_\_\_\_\_

保存期間： \_\_\_\_\_ 年 月 日

～

\_\_\_\_\_ 年 月 日

3年保管

# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容(記録の保管)

### 参考例 (レベル3の例)

工事名：  
(工期： )

- ①事前調査結果等の掲示
- ②立ち入り禁止表示
- ③喫煙・飲食禁止表示
- ④石綿作業場である旨等の掲示

- ・石綿等を取り扱う作業場である旨
- ・石綿の人体に及ぼす作用
- ・石綿等の取り扱い上の注意事項
- ・使用すべき保護具

- ⑤工事現場名、現場所在地、撮影日時が明らかとなるように記録する。

掲示板の設置時～除去作業の除去開始前までに記録

--	--

現場名	
撮影日時	
現場所在地	
記録内容	

# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容(記録の保管)

### 作業従事者記録の保管

#### ◆石綿則第35条

- 記録の実施者：全ての事業者
- 保存期間：従事者が当該作業に従事しなくなった時から40年間
- 記録事項（直接石綿の除去等の作業を行った者及び周辺作業従事者が対象）
  - 労働者の氏名
  - 従事した作業の概要
  - （周辺作業従事者は他の者が従事した石綿の除去等作業の概要）
  - 作業に従事した期間
  - 作業に係る事前調査（分析調査を行った場合においては事前調査及び分析調査）の結果の概要
  - 石綿則35条の2第1項の記録の概要
  - 保護具等の使用状況（周辺作業従事者のみ）
  - 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容(記録の保管)

### 石綿作業従事者記録 (ひな形)

40年保管

石綿作業従事者記録

作業従事者氏名	労働花子
現場名	労働三郎様邸解体工事
石綿種類	クリソタイル
事前調査の結果	別紙のとおり※。
撤去箇所	軒天
作業内容	養生、除去、片付け
作業期間	2024年3月1日～2024年3月31日
保護具等の使用状況	保護衣、呼吸用保護具(PL0)
作業主任者氏名	労働太郎
石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要	3/10 手袋が脱げ手に石綿が付着した。手を流水で15分以上洗ったがゆみがあったため医師の処置を受けた。

※事前調査結果報告(様式第一号)を当該記録とともに保管する。(電子申請で報告したも

の)

作業に従事しなくなった時から40年間保管すること。

廃業の場合、この作業記録を所轄の労働基準監督署へ提出すること。

# 石綿障害予防規則の改正について

YAHOO! JAPAN 石綿作業記録様式 検索 + 条件指定

ウェブ 画像 動画 知恵袋 地図 リアルタイム ニュース 一覧 翻訳

約70,500件 16

https://jsite.mhlw.go.jp > newpage\_01113

## 「石綿作業に関連する参考様式、掲示物」の掲載

参考様式 作業記録：「石綿工事作業記録参考様式」【記載例】；「石綿工事作業記録 三年保管」  
「石綿関連掲示物」；参考様式 禁煙飲食禁止；参考様式 石綿作業上

https://www.mhlw.go.jp > stf > anzenisei36 > index\_00005

## 石綿障害予防規則関係様式 - 厚生労働省

雇用・労働石綿障害予防規則関係様式 \*1 報告は、原則として石綿事前調査結果報告：  
ら電子申請で行っていただきます。PDFファイルを見るためには、Adobe Reader ...

ニュース&トピックス 各種法令・制度・手続き 事例・統計情報 窓口案内 労働局について

↑ 直森労働局 > ニュース&トピックス > 労働基準監督署からのお知らせ（監督署の一覧） > 「石綿作業に関する参考様式、掲示物」の掲載

## 「石綿作業に関連する参考様式、掲示物」の掲載

石綿作業に関連する参考様式、掲示物を作成しました。御活用ください。

「石綿工事作業記録参考様式」

● P 参考様式 作業記録

「石綿工事作業記録参考様式」【記載例】

● P 記載例 作業記録 三年保管

「石綿関連掲示物」

● P 参考様式 禁煙飲食禁止

● P 参考様式 石綿作業主任者氏名掲示

● P 参考様式 石綿作業中

● P 参考様式 石綿人体に及ぼす作業、疾病、注意、保護具等

● P 参考様式 立ち入り禁止

● P 参考様式 特別管理廃棄物保管場所

「事前調査結果のお知らせ」

● W 参考様式 レベル1 レベル2

● W 参考様式 レベル3

● W 参考様式 石綿使用なし

「事前調査結果のお知らせ」【記載例】

● P 記載例 事前調査記録

「作業記録（3年保管）」

● W 参考様式 作業記録（作業員名簿）三年保管

「作業記録（3年保管）」【記載例】

● P 記載例 作業記録（作業員名簿）三年保管

「石綿従事者記録（40年保管）」

● W 参考様式 石綿作業従事者記録 四十年保管

## 石綿関係のひな形及び記載例

ニュース&トピックス

- 報道発表資料
- トピックス
- イベント
- 労働基準監督署からのお知らせ（監督署の一覧）
- むつ労働基準監督署からのお知らせ
- 五所川原労働基準監督署からのお知らせ
- 八戸労働基準監督署からのお知らせ
- 土和田労働基準監督署からのお知らせ
- 青森労働基準監督署からのお知らせ
- ハローワークからのお知らせ
- 中小企業を営営されている皆様へ
- フォトレポート

# 石綿障害予防規則の改正について

改正内容(レベル3の除去に関する施工方法の改正)

## 仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する場合の措置の新設

- ・ 石綿を含有する仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保つ必要があります。

例外：集じん装置付きの電動工具(集じん装置付きのデスクグラインダー等)を用いて、下記の要件を満たしたうえで、湿潤化及び隔離養生と同等以上の飛散防止効果を有すると判断できる場合。

1. 集じん装置を備えたカバー付きの工具であること。
2. 集じん装置はHEPAフィルタを有し、集じんした石綿等が作業空間その他外部環境に漏洩しないこと。
3. 当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中の作業場所の石綿管理濃度(総繊維濃度)が $0.15$ 本/cm<sup>3</sup>を下回ることが示されていること。

# 石綿障害予防規則の改正について

改正内容(レベル3の除去に関する施工方法の改正)

## 石綿含有成形品に対する措置の強化

- 石綿含有成形品を除去する作業においては、技術上困難な場合を除き、**切断等以外の方法(手ばらし等対象物を破損しない方法)により作業を実施することが必要です**。やむを得ず切断等を行う場合は、散水等により石綿の飛散防止に努めること必要です。

### 【技術的上困難な場合】

当該石綿含有成形品や固定具が劣化している場合、当該石綿含有成形品が下地材等と接着剤で固定されており破損せずに除去することが困難な場合、当該石綿含有成形品が大きく手で取り外すことが困難な場合等、物理的に困難な場合や除去する石綿含有成形品の状態等によって切断せざるを得ない場合をいいます。

# 石綿障害予防規則の改正について

改正内容(レベル3の除去に関する施工方法の改正)

## 建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化

- ・ 石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合について、除じん性能を有する電動工具を用いる等、石綿の発散を抑制する措置を講じるよう努めなければなりません。

### 【著しく困難な場合の例】

湿潤な状態にすることによって石綿等の有用性が著しく損なわれる場合、吹き付け石綿等の囲い込みの作業において、吹き付けられた石綿等の状態により湿潤化することによって、かえって石綿が飛散するおそれがある場合等

# 石綿障害予防規則の改正について

## 改正内容(その他)

### 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

- ・ 隔離場所の集じん排気装置の設置場所等に変更を加えたときは、排気装置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検すること。
- ・ その日の作業を開始する前及び作業を中断したときは、隔離場所の前室が負圧に保たれているか点検すること。
- ・ 除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者(石綿作業主任者等)が石綿の取り残しがないか目視で確認すること。(分析は不要)

### 発注者による配慮

- ・ 建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行う仕事の**発注者は、当該仕事の請負人による事前調査及び作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるように配慮することが必要となります。**